



国民年金

国民年金保険料の追納を！

…市民課 年金担当 ☎43・6820

○国民年金保険料の全額免除・一部免除・納付猶予を受けた期間や、学生であるため学生納付特例を受けていた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなりま

す。

○そこで、これらの期間は10年以内(例：平成23年7月分は、平成33年7月まで)であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。

○ただし、追納する場合、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納するとき、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。(例：平成20年4月～平成21年3月の学生納付特例を受けた期間分↓平成23年4月以降に追納すると加算が付きます)

○平成23年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は下表のとおりです。

★なお、追納できる最後の10年目を迎えた期間分については、日本年金機構から、その旨のお知らせが届きます。

これは、納付の督促ではなく、「納めることができる最後の年ですよ」というお知らせと納付の勧奨です。

追納するかどうかは、個人の意思ですが、将来の年金額が減額されないよう、余裕があれば、追納をしていきま

よう。

お知らせ

●11月の国民年金相談(社会保険労務士)の会場が変更となります。

国民年金相談

- ◆相談日 11月17日(木)
 - ◆時間 午後1時30分～4時
 - ◆場所 市役所2階会議室
- ※受付は1階市民課年金担当窓口

●免除の承認を受けた過去の年度の保険料を平成23年度中に追納する場合の額

	全額免除・納付猶予・学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	当時の保険料額
平成13年度の月分	15,350	—	—	—	13,300
平成14年度の月分	14,760	—	7,380	—	13,300
平成15年度の月分	14,540	—	7,270	—	13,300
平成16年度の月分	14,340	—	7,170	—	13,300
平成17年度の月分	14,380	—	7,190	—	13,580
平成18年度の月分	14,440	10,830	7,220	3,610	13,860
平成19年度の月分	14,470	10,840	7,230	3,610	14,100
平成20年度の月分	14,580	10,940	7,290	3,640	14,410
平成21年度の月分	14,660	10,990	7,330	3,660	14,660
平成22年度の月分	15,100	11,320	7,550	3,770	15,100

※平成20年度分以前の保険料に加算額が上乘せされます。



介護保険相談室

介護保険事業計画について

…介護福祉課 ☎43・6947

Q 介護保険事業計画の策定をしていると聞きました。が、「介護保険事業計画」とはどのような計画ですか。

2. 住み慣れた地域で、安心して介護がうけられるまちづくり
3. 地域全体で支えあう、心ふれあうまちづくり

A 介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき3年を1期として策定され、今年度はこの計画の見直しの年度にあたります。今の4期計画の期間は平成21年度から23年度までですので、次の5期計画は、平成24年度から26年度までの3年間の計画となります。また、赤穂市では、高齢者の保健福祉サービスと介護保険サービスの効果が効率的に提供できるように、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は一体的に策定しています。

5期計画の策定にあたっては、市民の皆さんが、住み慣れた赤穂市で、健康で生きがいを持ちながら安心して高齢期を過ごせるよう、これまでの取り組みを踏まえ、被保険者、サービス利用者数、給付額などの推計に基づき、介護給付費など対象サービスの計画を策定していきます。

また、「地域包括ケア」を基本とし、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年(2015年)以降を見据え、「高齢者を見守る支えるネットワーク」の推進や認知症対策などについても取り組むことが重要だと考えています。

現在、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会において検討を重ねており、平成24年3月に計画内容が決定される予定です。

4期計画では、「すこやかで、いつまでも安心のあるまちあこが」を基本理念とし、次の3つの基本目標を掲げ取り組んできました。

1. 健康で生きがいをもつて、すこやかに暮らせるまちづくり